

景観法に基づく行為の届出の手引き

山形県県土整備部県土利用政策課
令和3年9月



5 土地の形質の変更編

(1) 提出書類

景観計画区域内における行為の届出書（山形県景観規則様式第1号）又は
 景観計画区域内における行為の変更届出書（山形県景観規則様式第2号）及び
 下記に示す添付図書

<添付図書>

行為の種類	図 書		
	種類	図書に記載する内容	備 考
土地の形質の変更 (土砂の採取及び 鉱物の掘採を除く)	景観形成基準 チェックシート (景観法施行規則 第1条第2項第3号) (山形県景観規則 第4条第2項第3号)	景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容	
	付近見取図 (景観法施行規則 第1条第2項第2号イ) (山形県景観規則 第4条第2項第3号)	1 縮尺 2 方位 3 道路、公園等の公共施設 4 目標となる地物 5 行為地の位置 6 自然や歴史的、文化的遺産等、地域の良い景観資源 (社寺仏閣、棚田等)の位置	当該開発行為を行う土地の区域 並びに当該区域及び当該区域の 周辺の状況を表示する図面 縮尺 2,500分の1以上 (※)
	現況平面図 (景観法施行規則 第1条第2項第2号イ) (山形県景観規則 第4条第2項第3号)	1 縮尺 2 方位 3 行為地の区域 4 周辺の土地利用の現況及び地形 5 隣接する道路の位置及び幅員 6 断面図に係る断面の位置及び方向 7 現況写真の撮影位置及び撮影方向	当該開発行為を行う土地の区域 並びに当該区域及び当該区域の 周辺の状況を表示する図面 縮尺 2,500分の1以上としま すが次の計画平面図と縮尺を合 わせてください (※)
	計画平面図 (景観法施行規則 第1条第2項第2号ハ) (山形県景観規則 第4条第2項第3号)	1 縮尺 2 方位 3 断面図に係る断面の位置及び方向 4 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 5 行為後に設置する構造物等の位置、種類及び規模	設計図又は施行方法を明らかに する図面、採取又は掘採の方 法を明らかにする図面、採取 又は掘採をした後に行う措置 を明らかにする図面 縮尺 100分の1以上 (※)
	断面図 (景観法施行規則 第1条第2項第2号ハ) (山形県景観規則 第4条第2項第3号)	1 縮尺 2 行為の実施前後における行為地の縦断面及び横断面	設計図又は施行方法を明らかに する図面、採取又は掘採の方 法を明らかにする図面 縮尺 100分の1以上 (※)
	現況写真 (景観法施行規則 第1条第2項第2号ロ) (山形県景観規則 第4条第2項第3号)	行為の場所及びその周辺の状況 (複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかる ように撮ったものに、行為の場所を示すこと)	当該敷地及び当該敷地の周辺 の状況を示す写真 (カラー写真。プリンタによる 印刷物でも可)
	委任状	届出者以外の者へ委任する場合、添付してください。	参考様式参照

※ 行為の規模が大きいため定められた縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、適切な縮尺の図面としてください。

(2) 届出書類記入例

様式第1号

景観計画区域内における行為の届出書

令和〇〇年△△月□□日

山形県知事 殿

届出者 住 所 〇〇市△△町〇丁目△-□

氏 名 〇〇 △△

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

景観法第16条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

行為の場所	〇〇市△△町〇丁目△-□		
行為着手 予定日	令和〇〇年△△月□□日 受付日から30日以降の月日としてください。根切り工事その他の基礎工事は除きます根切り工事		
行為完了 予定日	令和〇〇年△△月□□日		
行為の種類 該当する 行為を○で 囲んで ください	1 建築物	用途()	
		イ 新築 ロ 増築 ハ 改築 ニ 移転 ホ 外観を変更する修繕 ヘ 外観の模様替え ト 外観の色彩の変更	
	2 工作物	種類()	
		イ 新設 ロ 増築 ハ 改築 ニ 移転 ホ 外観を変更する修繕 ヘ 外観の模様替え ト 外観の色彩の変更	
	3 開発行為		
4 土地の形質の変更	イ 土地の開墾 ロ 土砂の採取 ハ 鉱物の掘採 ニ その他()		
5 屋外における物件 の堆積	イ 土石 ロ 廃棄物 ハ 再生資源 ニ その他()		
届出内容に 係る照会先	住所 氏名(名称及び担当者名) 電話番号	届出者以外の者へ委任する場合は記入してください FAX番号も記入してください	
備 考	法令による地域、地区等の指定状況及び届出に係る行為が行政庁の許可、認可を必要とするときはその旨を記入してください		
※ 受付日	年 月 日 記入しないでください	※ 受付番号	記入しないでください

行為の設計又は施行方法	1 建築物	区分		届出部分		既存部分			
		建築面積		m ²		m ²			
		延べ面積		m ²		m ²			
		高さ		m		m			
		外観の模様替え等の面積		m ²					
		構造		造 階建					
		色彩	区分	ベースカラー (基調色)		アソートカラー (従属色)		アクセントカラー (強調色)	
			正面						
			側面						
			背面						
	2 工 作 物	区分		届出部分		既存部分			
		築造面積		m ²		m ²			
		高さ		()m		()m			
		外観の模様替え等の面積		m ²					
		構造(形態及び意匠を含む。)		造					
		色彩	区分	ベースカラー (基調色)		アソートカラー (従属色)		アクセントカラー (強調色)	
			正面						
			側面						
			背面						
		3 開発行為	面積	のり法面又は擁壁の高さ及び長さ		変更後の土地の形状及び緑化の方法			
	m ²		高さ	m	長さ	m	高さは擁壁そのものの高さではなく、地上に見える部分の高さを記入する。長さは1面で最大になる長さを記入する。		
	変更後の法面の外観								
	4 土地の形質の変更	面積	のり法面又は擁壁の高さ及び長さ		地の形状		跡地の緑化の方法		
		○○○○.○○m ²	高さ○○.○m	長さ○○.○m	○○○○		○○○○○		
遮へいの方法		○○○○○○○○○○							

5 屋外に おける物件 たい の堆積	種 類	高 さ	面 積	たい 堆 積 の 方 法
		m	m ²	
	遮 へ い の 方 法			
その他	参考となる事項(景観形成上配慮した事項等)			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>当該行為の概要、当該行為の必要性及び配慮した項目のうち、特筆すべきものについて記入してください。</p> </div>			

- (注) 1 「行為着手予定日」欄には、当該行為地において、工事（根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他の基礎工事を除きます。）に着手する日を記入してください。
- 2 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあつては用途(例：住宅、マンション、商店、工場、事務所、商業ビル等)、工作物にあつては種類(例：煙突、広告塔、高架水槽、コンクリートプラント等)を記入してください。土地の形質の変更及び屋外における物件の堆積でその他に該当する場合は、その行為を（ ）内に記入してください。
- 3 「届出内容に係る照会先」欄は、届出者以外の者(設計者、施工者等)へ照会を希望する場合に記入してください。
- 4 「備考」欄には、法令による地域、地区等の指定状況及び届出に係る行為が行政庁の許可、認可等を必要とするときはその旨を記入してください。
- 5 「行為の設計又は施行方法」の面積欄は、小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位まで、高さ及び長さの欄は、小数点以下第2位を切り捨て、小数点以下第1位まで記入してください。
- 6 建築物及び工作物の色彩の側面欄は、すべての側面について記入してください。
- 7 建築物と一体となって設置される工作物については、「高さ」欄の（ ）内に、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。
- 8 「色彩」欄には、日本色研配色体系（PCCS）のトーン及び色相並びに各壁面に占める割合（%）（小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までとしてください。）を記入してください。（例：p8 75.2%）無彩色の場合は、白、グレー、黒の別と明度を記入してください。（例：Gy6.5 80.7%）
- トーン及び色相で表現できない場合は、PCCS記号（例：8:Y-9.0-3S）又はマンセル記号（例：5Y 9.0/3.0）を記入してください。
- 工作物については、面を持つ工作物は、建築物と同様に、それぞれの面について記入してください。面を持たない場合は、全体の色彩について記入してください。

9 「その他」欄には、参考となる事項（景観形成上配慮した事項等）について、次の例を参考に記入してください。

例1： 周辺の既往の街並みとまとまりのあるものにするため、建物の明度と彩度を低く抑えた。また、工作物は、建物と一体的なデザインとし、煩雑な印象を与えないようにした。

例2： 周囲の屋敷林を持つ集居集落との調和を保つため、既存集落と同様に、団地内の各戸に高木を植栽することとした。

10 各欄内に記入しきれない場合は、別紙に記載し添付してください。

11 景観計画において定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項についての適合状況及び対応状況を記載した図書並びに景観法施行規則第1条第2項各号又は山形県景観規則第4条第2項各号に掲げる図書等を添付してください。

12 ※印の欄は、記入しないでください。

■ 景観形成基準チェックシート（開発行為及び土地の形質の変更）

届出者の氏名		株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○ ○○			
行為の場所		○○市○○町○丁目○ー○			
周辺景観の特性		<p>当該行為の概要、当該行為の必要性を記入してください。 当該行為地の周辺景観の状況を簡潔に記入してください。 添付写真は周辺景観がわかるように撮影してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該行為地は、○○市の○側に位置し、周囲には○○公園、○○山があり、景観が優れた地域である。 ・当該行為地の周囲は、市街化が進んでおり、中層建築物が建ち並んでいる。 ・当該行為地は、歴史的遺産である○○に近接しており、近隣の建築物も○○の意匠を取り入れたものとなっている。 ・当該行為地は、国道○○号沿線にあり、商業施設が建ち並んでいる。敷地の背後は、田園となっている。 ・当該行為地は、低層住宅地の端に位置し、敷地の反対側は農地となっている。 ・当該行為地は、○○公園から○○川への眺望の中間点にあり、周囲は田園となっている。 			
<p>具体的な配慮又は工夫の内容は、単に「○○に配慮した。」「○○と調和させた。」などとはせず、「○○を○○することにより、○○と連続性を意識した。」や「周辺は○○となっているため、○○の○○に留意した計画とした。」など具体的な内容を記入してください。なお、記入した内容は添付書類で確認できるように心がけてください。必要に応じて、補足資料を添付いただいてもかまいません。</p>		<p>(都市計画区域外) (都市計画区域内・○○地域)</p> <p>記入してください。</p>			
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	※意見	
1 共通事項	基本事項	行為を行う場合は、県土景観の骨格をなす山河（月山や最上川など）の保全及び調和に配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に○○山の良い眺望が得られる展望スペースのある緑地を設置した。 ・一部造成法面が発生するが、主要な山河（○○山、○○川）の眺望に影響がでない方向に計画した。 	適・否	<p>当該行為地が属する地域の欄に記入してください。無理してすべてに記入する必要はありません。</p>
	周辺景観との調和	地域を特徴づける自然景観を有する地域では、これと調和するよう位置、規模、形態意匠及び方法等に配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の樹林地を活かした造成計画とし、既存の樹林地を計画に取り込んだ計画とした。 ・行為地の中を流れる小河川を活かした造成計画とした。 	適・否	
		田園地域では、周辺景観から著しく突出した印象を与えないよう位置、規模、形態意匠及び方法等に配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・なるべく法面が発生しないように切土、盛土のバランスをとるとともにやむを得ず発生した法面には緑化を行う計画とした。 	適・否	
		市街地では、周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みと調和した高さ、位置、形態意匠及び方法等に配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・○○跡地の開発であるが、周辺の住宅地の区画規模にあわせた区画割とした。また、ポケットパーク、歩行者専用道を配置し周辺とのつながりを持たせた。 	適・否	
		歴史的な遺産や街並みを有する地域では、建築物又は工作物が地域全体としてまとまりのある高さ、位置及び形態意匠に配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・○○寺を中心とした街並みにみられる石垣を造成の中に取り入れた。 	適・否	
2 個別事項	方法	現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮すること。 やむを得ず法面や擁壁が生じる場合は、法面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺景観と調和した形態及び素材とするよう配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の微高地及び水路を活かし、土工事を極力減らした。また、擁壁を使用する場合は小たたきなど表情のある表面仕上げを採用した。 ・なるべく勾配のゆるい法面の計画とし、郷土種により緑化を行う計画とした。 ・長大法面、擁壁が発生するため、2段に分ける計画とした。 	適・否	
		眺望景観の保全	白地地域等における開発行為その他の土地の形質の変更は、保全対象眺望景観における視点から直接的に見えない場所で行うこと。 やむを得ず視点から望見される場所で行う場合は、出来る限り見えないよう敷地内部や周囲等に計画的に緑地を設置すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接道路からできるだけ距離を置いた場所を選定し、眺望を阻害しない。 ・隣接する道路側には緑地を設置し、視点からの眺望に擁壁が直接見えないようにした。 	適・否

		<p>その他</p> <p>敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。</p>	<p>・敷地内に桜の古木があったので、古木と〇〇山の眺望をあわせた公園を計画した。</p>	<p>適・否</p>	
--	--	--	---	------------	--

注 ※印の欄は、記入しないでください。

お問い合わせはこちらへ

<基準・届出制度については>

山形県県土整備部 県土利用政策課 景観・地域づくり担当 TEL 023-630-2581 FAX 023-630-2582

<届出については>

村山総合支庁建設部建築課	審査指導担当	TEL 023-621-8235	FAX 023-634-9204
最上総合支庁建設部建築課	審査指導担当	TEL 0233-29-1418	FAX 0233-23-1164
置賜総合支庁建設部建築課	審査指導担当	TEL 0238-26-6090	FAX 0238-24-7994
庄内総合支庁建設部建築課	審査指導担当	TEL 0235-66-5642	FAX 0235-66-3898